

議第 1 8 7 号

呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

呉市スポーツ施設条例（平成 1 7 年呉市条例第 1 1 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正前	改正後																																								
（目的及び設置） 第 1 条 スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るため、スポーツ施設を次のように設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>呉市下蒲刈プール</td><td>呉市下蒲刈町下島 3 4 0 0 番地の 4</td></tr><tr><td>呉市川尻東プール</td><td>呉市川尻町東 1 丁目 1 6 番地内</td></tr><tr><td>呉市音戸プール</td><td>呉市音戸町南隠渡 1 丁目地内</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table> 2 ～ 4 略 別表第 2 9（第 1 0 条，第 1 1 条関係） 呉市川尻東プール使用料 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>一般</th><th>高校生以下</th></tr><tr><td>個人</td><td>一人 1 回につき</td><td>2 0 0 円</td><td>1 0 0 円</td></tr><tr><td>専用</td><td>1 コース 1 時間までごとに</td><td>1，2 0 0 円</td><td>6 0 0 円</td></tr></table> 別表第 3 0（第 1 0 条，第 1 1 条関係） 呉市音戸プール使用料 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>一般</th><th>高校生以下</th></tr><tr><td>個人</td><td>一人 1 回につき</td><td>2 0 0 円</td><td>1 0 0 円</td></tr></table>	名称	位置	略		呉市下蒲刈プール	呉市下蒲刈町下島 3 4 0 0 番地の 4	呉市川尻東プール	呉市川尻町東 1 丁目 1 6 番地内	呉市音戸プール	呉市音戸町南隠渡 1 丁目地内	略		区分		一般	高校生以下	個人	一人 1 回につき	2 0 0 円	1 0 0 円	専用	1 コース 1 時間までごとに	1，2 0 0 円	6 0 0 円	区分		一般	高校生以下	個人	一人 1 回につき	2 0 0 円	1 0 0 円	（目的及び設置） 第 1 条 スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）の精神に基づき、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興並びに健康の保持増進を図るため、スポーツ施設を次のように設置する。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr><tr><td>呉市下蒲刈プール</td><td>呉市下蒲刈町下島 3 4 0 0 番地の 4</td></tr><tr><td colspan="2">略</td></tr></table> 2 ～ 4 略 別表第 2 9 削除 別表第 3 0 削除	名称	位置	略		呉市下蒲刈プール	呉市下蒲刈町下島 3 4 0 0 番地の 4	略	
名称	位置																																								
略																																									
呉市下蒲刈プール	呉市下蒲刈町下島 3 4 0 0 番地の 4																																								
呉市川尻東プール	呉市川尻町東 1 丁目 1 6 番地内																																								
呉市音戸プール	呉市音戸町南隠渡 1 丁目地内																																								
略																																									
区分		一般	高校生以下																																						
個人	一人 1 回につき	2 0 0 円	1 0 0 円																																						
専用	1 コース 1 時間までごとに	1，2 0 0 円	6 0 0 円																																						
区分		一般	高校生以下																																						
個人	一人 1 回につき	2 0 0 円	1 0 0 円																																						
名称	位置																																								
略																																									
呉市下蒲刈プール	呉市下蒲刈町下島 3 4 0 0 番地の 4																																								
略																																									

専 用	1 コース 1 時間ま でごとに	1 , 2 0 0 円	6 0 0 円
--------	---------------------	----------------	------------

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

呉市川尻東プール及び呉市音戸プールを廃止するため、この条例案を提出する。